

「診療報酬において後発医薬品調剤体制加算等の算定対象となる後発医薬品」の考え方について

第1 基本的な考え方

- 1 後発医薬品については、生物学的同等性試験の結果等から、品質、有効性及び安全性が先発医薬品と同等であることを確認した上で、薬事法に基づき承認されるものである。
- 2 後発医薬品は、開発に要する費用が先発医薬品よりも少なく済み、一般的に、先発医薬品の薬価よりも低い薬価であるため、患者負担の軽減や医療保険財政の改善に資するという観点から、診療報酬上の評価（後発医薬品調剤体制加算等）の対象とし、その使用を促進してきた。
- 3 また、診療報酬において後発医薬品調剤体制加算等の算定対象となる後発医薬品を公表しており、これまで、薬事法上の後発医薬品をリストに掲載してきたところである。

<診療報酬上の評価項目>

○後発医薬品調剤体制加算（調剤）

後発医薬品を積極的に調剤する薬局に対する調剤基本料の加算

○後発医薬品調剤加算（調剤）

後発医薬品を調剤した場合の調剤料の加算

○後発医薬品情報提供料（調剤）

後発医薬品の品質、先発医薬品との薬剤料の差等に関する患者への情報提供に対する評価

○後発医薬品使用体制加算（医科：平成22年度から実施予定）

後発医薬品を積極的に使用する医療機関に対する入院基本料の加算

第2 平成22年度診療報酬改定における対応

- 1 今般、平成22年度薬価改定の結果、薬事法上の後発医薬品のうち、別紙に掲げる一部の品目の薬価が、先発医薬品の薬価よりも高くなる見込みであるところ、これら薬価が高くなる品目を診療報酬上の評価の対

象とすることは、患者の負担軽減等に資する医薬品の使用を進めるとい
う本来の趣旨にそぐわないことから、これらの品目を「診療報酬におい
て加算等の算定対象となる後発医薬品」のリストから除外し、診療報酬
上の評価の対象には含めないこととしたい。

- 2 なお、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」のリス
トから除外する品目については、薬価改定の告示にあわせて公表し、当
該取扱いは4月からの実施とするが、直近3ヶ月間の実績に基づき診療
報酬上の評価を行っている後発医薬品調剤体制加算については、経過措
置を設けることとする。

具体的には、1月から3月までの後発医薬品の調剤数量については、
現行の「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」に基づ
き算出することとするとともに、1月から3月の実績で要件を満たす薬
局については、平成22年9月末までの間、要件の1割以内の変動の範
囲の実績で、加算の算定を認めることとする。

「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」の
リストから除外する予定の品目

○成分名（薬効分類等）

品目名 [企業名]

(先発医薬品の品目名 [企業名])

①バルプロ酸ナトリウム（抗てんかん剤）

ハイセレニン細粒 40% [シェリング・プラウ]

(先発医薬品；デパケン細粒 40% [協和発酵キリン])

②塩酸アンブロキシソール（去たん剤）

ムコサールドライシロップ 1.5% [日本ベーリンガーインゲルハイム]

(先発医薬品；小児用ムコソルバンDS 1.5% [帝人ファーマ])

③テオフィリン（気管支拡張剤）

テオロング錠 50mg、同錠 100mg、同錠 200mg [エーザイ]

(先発医薬品；テオドール錠 50mg、同錠 100mg、同錠200mg [田辺三菱製薬])

④アモキシシリン（ペニシリン系抗生物質）

アモリンカプセル 125、同カプセル 250、同細粒 10% [武田薬品工業]

(先発医薬品；サワシリンカプセル 250、同錠 250、同細粒 10% [アステラス製薬])

(先発医薬品；パセトシンカプセル 125、同カプセル 250、同錠 250、同細粒 10% [協和発酵キリン])

⑤セファレキシン（セフェム系抗生物質）

センセファリンカプセル 250 [武田薬品工業]

(先発医薬品；ケフレックスカプセル 250mg [塩野義製薬])

⑥過テクネチウム酸ナトリウム（放射性医薬品（診断薬））

メジテック [日本メジフィジックス]

(先発医薬品；ウルトラテクネカウ [富士フイルムRIファーマ])

⑦マルトース（糖輸液）

マドロス輸液 10%（500mL製剤） [扶桑薬品工業]

(先発医薬品；マルトース輸液 10%) [大塚製薬工場])

⑧マルトース加乳酸リンゲル（糖・電解質輸液）

マレントール注射液（250mL製剤（瓶・袋）、500mL製剤（瓶・袋））[日本製薬]

ソルラクトTMR輸液（250mL製剤） [テルモ]

（先発医薬品；ポタコールR輸液、ポタコールR [大塚製薬工場]

（以上、8成分9銘柄16品目）

なお、薬価改定の作業中であることから、上記の除外品目に変更があった場合は、速やかに周知することとする。また、薬価改定の告示にあわせて、最終的な除外品目について、改めて公表することとする。